政治結社皇國清心塾

報告年月日　26. 8.28（25.12.31解散）

1	収入総額	0
2	支出総額	0

政治結社皇道維新連盟大阪支部

報告年月日　26. 3.31（25.12.31解散）

1	収入総額	174,373
	前年繰越額	5,079
	本年収入額	169,294
2	支出総額	174,373
3	本年収入の内訳	
	寄附	169,294
	個人分	169,294
4	支出の内訳	
	政治活動費	174,373
	機関紙誌の発行その他の事業費	174,373
	宣伝事業費	174,373
5	寄附の内訳	
	（個人分）	
	村尾　雄一　169,294　吹田市	

政治結社誠道志団勇盛同志会

報告年月日　26. 7. 8（25.12.31解散）

1	収入総額	0
2	支出総額	0

高輪皐月政経懇話会

報告年月日　26. 9.11（25.12.30解散）

1	収入総額	9,086
	前年繰越額	9,086
2	支出総額	0
3	資産等の内訳	
	（借入金）	
	福田　晃丈　14,172,086	

日本生活安全協議会

報告年月日　26. 4.17（25.12.31解散）

1	収入総額	0
2	支出総額	0

未来後援会

報告年月日　26. 3.27（25.12.31解散）

1	収入総額	18,000,000
	前年繰越額	18,000,000
2	支出総額	18,000,000
3	支出の内訳	
	経常経費	18,000,000
	人件費	18,000,000

○総務省告示第三百九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書についての、岩本つかさ後援会からの訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第四百五十八号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十二年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年十一月七日

総務大臣　山本　早苗

〔資金管理団体〕の部　岩本つかさ後援会のうち

7中

「7　資産等の内訳	」を
「7　資産等の内訳	
（動産）	
自動車（　2,000,000　19. 4.12	に改める。
1台）	」

○総務省告示第三百九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、岩本つかさ後援会及び聡友会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第四百二十七号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十二年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年十一月七日

総務大臣　山本　早苗

〔資金管理団体〕の部　岩本つかさ後援会のうち

6中

「6　資産等の内訳	」を
「6　資産等の内訳	
（動産）	
自動車（　2,000,000　19. 4.12	に改め、
1台）	」

同部聡友会のうち4中

「経常経費　10,498,491	
人件費　6,409,260」	を
「経常経費　12,498,491	
人件費　8,409,260」	に、
「政治活動費　41,910,509」	を
「政治活動費　39,910,509」	に、
「寄附・交付金　29,465,700」	を
「寄附・交付金　27,465,700」	に改める。

○総務省告示第三百九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、岩本つかさ後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百九十九号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十二年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年十一月七日

総務大臣　山本　早苗

〔資金管理団体〕の部　岩本つかさ後援会のうち

5中

「5　資産等の内訳	」を
「5　資産等の内訳	
（動産）	
自動車（　2,000,000　19. 4.12	に改める。
1台）	」

○総務省告示第三百九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、岩本つかさ後援会及び昭友会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百十二号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百九十九号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十三年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年十一月七日

総務大臣　山本　早苗

〔資金管理団体〕の部　岩本つかさ後援会のうち

6中

「6　資産等の内訳	」を
「6　資産等の内訳	
（動産）	
自動車（　2,000,000　19. 4.12	に改める。
1台）	」

〔その他の政治団体〕の部　昭友会のうち

「昭友会	」を
「昭友会	
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号
	に改める。
公職の候補者の氏名	中川　郁子
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員 」

○総務省告示第三百九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、生活の党、岩本つかさ後援会、亀井静香後援会、泉進会、聡友会、緑紘友会、小西ひろゆき後援会、電電力労働組合政治活動委員会、昭友会及びＴＫＣ関西南近畿政経研究会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百三十七号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十四年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年十一月七日

総務大臣　山本　早苗

〔政党〕の部　生活の党のうち3中

「寄附　136,105,058」	を
「寄附　181,105,058」	に、
「政治団体分　33,837,419」	を
「政治団体分　78,837,419」	に、
「借入金　200,000,000	
亀井静香後援会　200,000,000」	を
「借入金　155,000,000	
亀井静香後援会　155,000,000」	に改め、

同部生活の党のうち5中

「飯田てつなりサポーターズ　1,990,292　周南市」	を
「飯田てつなりサポーターズ　1,990,292　周南市」	に改め、
減税日本　45,000,000　名古屋市」	

同部生活の党のうち6中

「亀井静香後援会　200,000,000」	を
「亀井静香後援会　155,000,000」	に改める。

〔資金管理団体〕の部　岩本つかさ後援会のうち

6中

「6　資産等の内訳	」を
「6　資産等の内訳	
（動産）	
自動車（　2,000,000　19. 4.12	に改め、
1台）	」

同部亀井静香後援会のうち2中

「支出総額　357,276,869」	を
「支出総額　312,276,869」	に改め、

同部亀井静香後援会のうち4中

「政治活動費　281,283,464」	を
「政治活動費　236,283,464」	に、

○総務省告示第三百九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、生活の党、岩本つかさ後援会、亀井静香後援会、泉進会、聡友会、緑紘友会、小西ひろゆき後援会、電電力労働組合政治活動委員会、昭友会及びＴＫＣ関西南近畿政経研究会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百三十七号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十四年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年十一月七日

総務大臣　山本　早苗

〔政党〕の部　生活の党のうち3中

「寄附　136,105,058」	を
「寄附　181,105,058」	に、
「政治団体分　33,837,419」	を
「政治団体分　78,837,419」	に、
「借入金　200,000,000	
亀井静香後援会　200,000,000」	を
「借入金　155,000,000	
亀井静香後援会　155,000,000」	に改め、

同部生活の党のうち5中

「飯田てつなりサポーターズ　1,990,292　周南市」	を
「飯田てつなりサポーターズ　1,990,292　周南市」	に改め、
減税日本　45,000,000　名古屋市」	

同部生活の党のうち6中

「亀井静香後援会　200,000,000」	を
「亀井静香後援会　155,000,000」	に改める。

〔資金管理団体〕の部　岩本つかさ後援会のうち

6中

「6　資産等の内訳	」を
「6　資産等の内訳	
（動産）	
自動車（　2,000,000　19. 4.12	に改め、
1台）	」

同部亀井静香後援会のうち2中

「支出総額　357,276,869」	を
「支出総額　312,276,869」	に改め、

同部亀井静香後援会のうち4中

「政治活動費　281,283,464」	を
「政治活動費　236,283,464」	に、